

MORITO

あたりまえに、新しさ。

第85回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルスの状況に鑑み、株主の皆さまの安全を最優先とし、株主の皆さまにおかれましては、書面、またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、ご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。また、会場では感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が非常に少なくなります。そのため、当日でご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。予めご了承のほどよろしくお願いいたします。

日時

2023年2月24日(金曜日)

午前10時 (受付開始：午前9時15分)

場所

大阪市中央区安土町三丁目1番3号

ヴィアーレ大阪2階 (安土の間)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第85回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	22
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告書	53

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第85回定時株主総会の招集に際し、皆さまにご通知申し上げます。

2022年6月、最大の事業会社であるモリトジャパン株式会社の会社分割・コーポレートブランドの刷新を行い、新たなモリトグループとしてスタートいたしました。「小さなパーツで世界を変え続ける、グローバルニッチトップ企業グループ」を目指すべく、グループ一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

一峰隆志

2023年2月

モリトの理念

創業 理念

「積極・堅実」

「積極・堅実」とは、創業期より培われてきたモリトの精神です。

「自ら進んで判断・行動することで、確実に成果をあげることができる」という意味をあらわし、私たちはこれを創業理念と位置づけています。「積極・堅実」は常にモリトの活動における基本姿勢であり、この姿勢が今日の事業発展につながりました。私たちはこの創業理念を変わず引継ぎ、さらなる飛躍を目指していきます。

経営 理念

「パーツでつなぐ、あなたとつながる、未来につなげる」

- 1 多彩なパーツを全世界に供給し、ジャンルを超えた無限の市場作りを追求します。
- 2 お客様の要望を形にし、人々の豊かな暮らしにつながる本物のもの造りを実現します。
- 3 ファッション性、機能性、快適性、安全性といったトータルな視点で価値創造力を発揮し、全ステークホルダーと一体となって未来創りに貢献します。

証券コード 9837
2023年2月3日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町四丁目2番4号

モリト株式会社

代表取締役社長 一 坪 隆 紀

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、株主の皆さまにおかれましては、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨いたします。書面またはインターネット等によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年2月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送（書面）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

「インターネット等による議決権行使のご案内」（4頁）をご高覧の上、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より、上記行使期限までに議決権をご行使ください。

敬具

記

1. 日 時 2023年2月24日（金曜日） 午前10時（午前9時15分受付開始）
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアール大阪2階（安土の間）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第85期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.morito.co.jp/ir/stock/>) に掲載しております。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.morito.co.jp/ir/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

1. 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年2月24日(金曜日)
午前10時

2. 当日ご出席されない場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2023年2月22日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2023年2月22日(水曜日)
午後5時30分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、下記の事項をご確認くださいまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年2月22日(水曜日) 午後5時30分まで

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

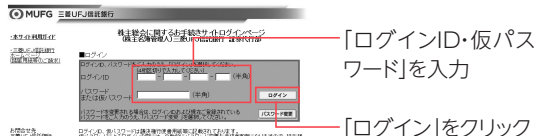
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

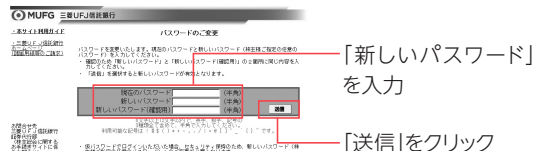
議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



3 新しいパスワードを登録。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■ ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

■ 機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当社の「財務戦略と資本政策」および「株主還元策」の着実な遂行のため、別途積立金の取り崩しについて承認をお願いするものであります。

増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	3,000,000,000円
減少する剰余金の項目及びその額	別途積立金	3,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1株につき金18.50円
	総額 503,789,040円 なお、中間配当金として13.50円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき32円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年2月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第70号）」により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条（招集）に場所の定めのない株主総会の開催の追加をお願いするものであります。

株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されました。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を変更案第16条（電子提供措置等）として新設し、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を削除するとともに、経過措置等に関する付則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。	(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。
(新設)	<u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等)
(新設)	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	付則 (電子提供措置等に関する経過措置)
	第2条 2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
(新設)	2. 本条は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役5名選任の件

現取締役5名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会出席率
1	いち つぼ たか き 一 坪 隆 紀	男性 再任	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	や の ぶん き 矢 野 文 基	男性 再任	取締役常務執行役員 事業戦略本部長	100% (14回/14回)
3	あ く い きよ み 阿久井 聖 美	女性 再任	取締役上席執行役員 管理本部長兼経営管理本部長	100% (14回/14回)
4	い し はら ま ゆみ 石 原 真 弓	女性 再任 社外 独立	取締役	100% (14回/14回)
5	まつ ざわ もと お 松 澤 元 雄	男性 再任 社外 独立	取締役	100% (14回/14回)

候補者
番号

1

いちつぼ たかき
一坪 隆紀

男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	1954年1月18日	1981年11月	当社入社
所有する 当社の株式の数	104,400株	1985年9月	MORITO (EUROPE) B.V.出向
当社との 特別の利害関係	なし	1996年4月	当社営業統轄本部海外営業本部海外事業部長
		2000年2月	当社取締役営業統轄本部海外営業本部海外事業部長
		2003年3月	当社取締役海外営業本部海外事業部長
		2004年2月	当社常務取締役海外営業本部長兼海外営業本部海外事業部長
		2004年12月	当社常務取締役アパレル事業本部長
		2005年12月	当社常務取締役海外事業戦略室長
		2009年12月	当社常務取締役管理統轄本部長
		2013年11月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業に従事し、海外グループ会社MORITO (EUROPE) B.V.出向、海外営業本部長、アパレル事業本部長、2009年からは管理統轄本部長を経て、2013年から業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

や の ぶ ん き
矢野 文基

男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	1968年9月30日	1993年4月	当社入社
所有する 当社の株式の数	15,600株	1995年9月	MORITO (EUROPE) B.V.出向
当社との 特別の利害関係	なし	2008年10月	摩理都實業 (香港) 有限公司 [現 MORITO SCOVILL HONG KONG COMPANY LIMITED] 出向
		2010年12月	当社執行役員
		2012年12月	摩理都實業 (香港) 有限公司 [現 MORITO SCOVILL HONG KONG COMPANY LIMITED] 出向兼当社執行役員営業統轄本部プロダクト事業本部副本部長
		2013年12月	当社執行役員営業統轄本部プロダクト事業本部付
		2014年2月	当社取締役グローバル事業推進担当
		2014年12月	当社取締役執行役員海外事業本部長
		2015年3月	当社取締役上席執行役員海外事業本部長
		2015年10月	当社取締役上席執行役員海外事業本部長兼経営企画部長
		2015年12月	当社取締役上席執行役員経営企画部長
		2019年12月	当社取締役上席執行役員事業戦略本部長
		2021年1月	MORITO SCOVILL AMERICAS, LLC CEO (現任)
		2022年3月	当社取締役常務執行役員事業戦略本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業及びプロダクト事業に従事し、海外グループ会社MORITO (EUROPE) B.V.出向、摩理都實業 (香港) 有限公司 [現MORITO SCOVILL HONG KONG COMPANY LIMITED] 出向、海外事業本部長、経営企画部長を経て、現在では取締役常務執行役員事業戦略本部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

あ く い きよ み
阿久井 聖美

女性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1965年1月28日	1987年4月 当社入社
	2010年4月 当社人事部長
所有する 当社の株式の数	2012年12月 当社グループ経営戦略本部人事部長
17,600株	2013年12月 当社管理統轄本部人事部長
当社との 特別の利害関係	2014年2月 当社執行役員管理統轄本部人事部長
なし	2014年12月 当社執行役員管理本部人事部長
	2016年3月 当社執行役員管理本部副本部長兼人事部長
	2019年2月 当社取締役上席執行役員管理本部副本部長兼人事部長
	2019年6月 当社取締役上席執行役員人事部長
	2019年12月 当社取締役上席執行役員管理本部兼人事部長
	2020年12月 当社取締役上席執行役員管理本部兼人事部長
	2021年6月 当社取締役上席執行役員管理本部兼経営管理本部兼人事部長（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、主に人事関連業務に従事し、人事部長、管理本部副本部長を経て、現在では取締役上席執行役員管理本部兼経営管理本部兼人事部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業計画及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 4

いしはら まゆみ
石原 真弓

社外	女性
独立	再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1963年5月3日	1986年4月 神戸地方裁判所勤務
所有する 当社の株式の数	1997年4月 大阪弁護士会登録
0株	1997年4月 大江橋法律事務所 [現弁護士法人大江橋法律事務所] 入所 (現任)
当社との 特別の利害関係	2010年6月 新田ゼラチン株式会社社外取締役
なし	2013年6月 森下仁丹株式会社社外監査役
	2016年2月 当社社外取締役 (現任)
	2016年4月 オーエス株式会社社外取締役監査等委員 (現任)
	2016年6月 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社社外取締役監査等委員 (現任)
	2018年6月 森下仁丹株式会社社外取締役監査等委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

法律事務所における法務に関する経験をもとに、客観的・専門的な視点から、モリトグループの経営への助言や、業務執行に対して適切に監督いただいております。持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年間となります。

候補者番号 5

まつざわ もと お
松澤 元雄

社外	男性
独立	再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	1978年 4月	株式会社第一勧業銀行勤務
1955年 1月 1日	2001年 4月	株式会社みずほホールディングス勤務
所有する 当社の株式の数	2003年 6月	フェラガモ・ジャパン株式会社勤務
3,800株	2007年 3月	フェラガモ・ジャパン株式会社取締役
当社との 特別の利害関係	2012年 6月	大幸薬品株式会社常勤監査役
なし	2017年 2月	当社社外取締役（現任）
	2018年 6月	大幸薬品株式会社取締役監査等委員
	2019年 10月	株式会社CureApp社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

グローバル展開している金融機関、外資系製造販売会社における海外ビジネスを含む幅広い経営管理経験及び業務監査に関する経験をもとに、客観的な視点から、モリトグループの経営への助言や業務執行に対し適切に監督いただいております。持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者としてしました。また、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年間となります。

- (注) 1. 候補者阿久井聖美氏の戸籍上の氏名は、端本聖美であります。
2. 当社は、石原真弓、松澤元雄の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。責任限定契約の概要は次のとおりです。
- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、石原真弓、松澤元雄の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 松澤元雄氏は、株式会社みずほホールディングスに2003年3月まで在籍しておりました。現在、株式会社みずほホールディングス（グループ会社を含む。）は、当社と取引がありますが、同氏退任から約20年が経過しており、同氏との関係はありません。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険契約の被保険者となる予定です。同保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全ての取締役、監査役、執行役員及び社外派遣役員であり、填補対象とされる保険事故は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟などです。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は補填されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

現監査役3名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな	当社における地位	取締役会出席率	監査役会出席率
1	いちかわ きよし 市川 清	男性 再任 常勤監査役	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
2	まつもと こうすけ 松本 光右	男性 再任 社外 独立 監査役	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
3	いしばし もとし 石橋 基志	男性 再任 社外 独立 監査役	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)

候補者
番号

1

いちかわ きよし

市川 清

男性

再任

生年月日

1959年9月14日

所有する
当社の株式の数

12,400株

当社との
特別の利害関係

なし

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2014年 2月 当社管理統轄本部法務部長
2014年12月 当社管理本部法務部長
2015年 2月 当社常勤監査役（現任）
2019年 6月 モリトジャパン株式会社監査役（現任）
2022年 6月 モリトアパレル株式会社監査役（現任）
2022年 6月 モリトオートパーツ株式会社監査役（現任）

監査役候補者とした理由

入社以来、主に人事、総務、コンプライアンス、法務関連業務に従事し、現在では常勤監査役を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験をもとに、経営執行に対する監査等において適切な役割を果たしていることから、引き続き監査役候補者となりました。

候補者
番号

2

まつもと こうすけ
松本 光右

社外	男性
独立	再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

生年月日	1973年2月8日	2000年10月	大阪弁護士会登録
所有する 当社の株式の数	27,700株	2000年10月	中坊法律事務所入所（現任）
当社との 特別の利害関係	なし	2011年2月	当社社外監査役（現任）
		2013年5月	野崎印刷紙業株式会社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての高度な専門知識をもとに、社外監査役として重要な役割を果たしていただいております、引き続き社外監査役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年間となります。

候補者
番号

3

いし ば し も と し
石橋 基志

社外	男性
独立	再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

生年月日

1955年1月22日

所有する
当社の株式の数

0株

当社との
特別の利害関係

なし

2015年7月 下京税務署長 退官
2015年9月 石橋基志税理士事務所開設（現任）
2019年2月 当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

税理士としての専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただいております、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年間となります。

- (注) 1. 当社は、松本光右、石橋基志の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。責任限定契約の概要は次のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
2. 当社は、東京証券取引所に対し、松本光右、石橋基志の両氏を独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険契約の被保険者となる予定です。同保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全ての取締役、監査役、執行役員及び社外派遣役員であり、填補対象とされる保険事故は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟などです。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は補填されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2019年2月27日開催の第81回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役飯田和宏氏の選任の効力が失効しますので、改めて、社外監査役が欠けた場合として補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役の選任決議の有効期間は定款第32条の規定により、本総会決議後4年であります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役の候補者は次のとおりです。

い い だ か ず ひ ろ
飯田 和宏

独立

男性

社外

略歴及び重要な兼職の状況

生年月日	1960年3月11日	1986年4月	大阪弁護士会登録
所有する 当社の株式の数	10,000株	1986年4月	中坊法律事務所入所（現任）
当社との 特別の利害関係	なし	2005年6月	大和ハウス工業株式会社社外監査役
		2013年6月	タカラスタダード株式会社社外監査役（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 飯田和宏氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の概要は次のとおりです。
- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
2. 飯田和宏氏が社外監査役に就任した場合、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、飯田和宏氏が社外監査役に就任した場合、同保険契約の被保険者となる予定です。同保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全ての取締役、監査役、執行役員及び社外派遣役員であり、填補対象とされる保険事故は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟などです。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は補填されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

	氏名	企業経営	グローバル ビジネス	ブランディング・ マーケティング・ セールス	財務・会計・ M&A	人事・人材開発	リスクマネ ジメント・ 法務・ESG
取締役	一坪 隆紀	●	●	●	●		●
	矢野 文基	●	●	●	●		●
	阿久井 聖美	●			●	●	●
	石原 真弓 (社外)						●
	松澤 元雄 (社外)	●	●		●		
監査役	市川 清					●	●
	松本 光右 (社外)						●
	石橋 基志 (社外)				●		

※上記一覧は、関連部門に所属した経験を有するなど特に専門性が高い分野について「●」としており、各人の有する全ての知見や経験を表わすものではありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

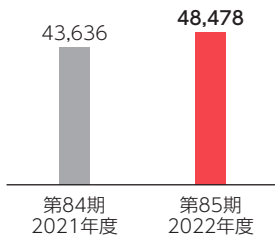
売上高	48,478百万円 (前年同期比11.1%増)	営業利益	2,116百万円 (前年同期比30.7%増)
経常利益	2,342百万円 (前年同期比27.7%増)	親会社株主に帰属 する当期純利益	1,674百万円 (前年同期比19.0%増)

当連結会計年度における経営環境は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進み、経済活動に持ち直しの動きが見られたものの、ウクライナ情勢等による原油価格の上昇に伴う原材料費の高騰、世界的な金融引き締めによる為替の変動といった様々なリスクが重なり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

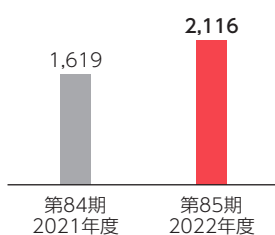
主にアパレル関連、プロダクト関連、輸送関連の事業を行う当社グループにおきましては、当社主力商品の原材料の価格高騰や調達難、半導体不足による自動車メーカーの減産や生産停止、海上輸送の遅れや運送費の高騰といった利益を押し下げる要因が多い状況でありました。しかし一方で、流行に左右されないメディカルウェア、作業服関連、ヨガやフィッシングなどスポーツ関連商品や医療機器関連商品をはじめとする機能性に優れた付属品や製品が好調に推移しました。また、サステナブルな社会の実現を目指したモリトグループの取り組み「Rideeco (リデコ)」において、廃漁網や縫製工場から出るはぎれなどを活用した環境配慮型の商品の開発・販売を推進し、新規取引の獲得に注力しました。さらに、運送費など経費の見直しを継続して実施し、収益力が大幅に改善されました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高484億7千8百万円（前年同期比11.1%増）、営業利益21億1千6百万円（前年同期比30.7%増）、経常利益23億4千2百万円（前年同期比27.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益16億7千4百万円（前年同期比19.0%増）となりました。

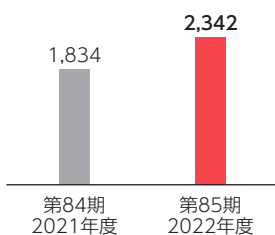
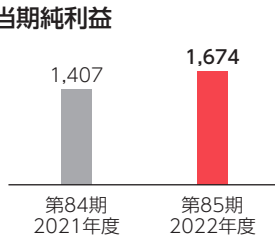
なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。）等を適用しており、当連結会計年度の売上高は4億2千7百万円、営業利益は4千6百万円それぞれ減少し、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は6百万円それぞれ増加しております。

|ご参考|
売上高

営業利益



経常利益

親会社株主に帰属する
当期純利益

当連結会計年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日) の業績

(百万円単位未満切捨)

	2022年11月期実績	百分比(%)	前年同期比増減率(%)
売上高	48,478	100.0	11.1
(日 本)	(33,516)	(69.1)	10.9
(ア ジ ア)	(8,340)	(17.2)	3.5
(欧 米)	(6,621)	(13.7)	23.7
営業利益	2,116	4.4	30.7
経常利益	2,342	4.8	27.7
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,674	3.5	19.0

地域別売上高

日本

33,516百万円

(前年同期比 10.9%増 )

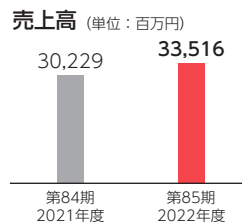
アパレル関連では、欧米向けの作業服・メディカルウェア向け付属品、カジュアルウェア向け付属品、スポーツウェア向け付属品、スポーツシューズ向け付属品の売上高が増加しました。

プロダクト関連では、医療機器関連商品、均一価格小売店向け商品、建築現場向け安全関連商品、スノーボード・サーフィン・アウトドア関連商品の売上高が増加しました。

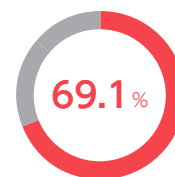
輸送関連では、日系自動車メーカー向け自動車内装部品の売上高が増加しました。

その結果、売上高は335億1千6百万円（前年同期比10.9%増）、セグメント利益は16億1千8百万円（前年同期比17.7%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は4億2千7百万円、セグメント利益は4千6百万円それぞれ減少しております。



売上高構成比



アジア

8,340百万円

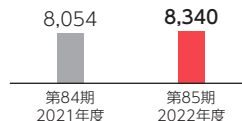
(前年同期比 3.5%増 )

アパレル関連では、中国・香港での欧米向け作業服関連付属品、カジュアルウェア向け付属品、ベトナムでのスポーツシューズ向け付属品の売上高が増加しました。

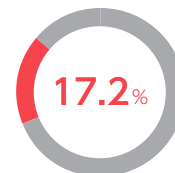
輸送関連では、半導体不足の影響により、中国での日系自動車メーカー向け自動車内装部品の売上高が減少しました。

その結果、売上高は83億4千万円（前年同期比3.5%増）、セグメント利益は6億9千6百万円（前年同期比73.7%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)



売上高構成比



欧米

6,621百万円

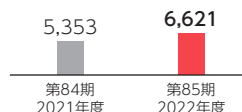
(前年同期比 23.7%増 )

アパレル関連では、作業服向け付属品、カジュアルウェア向け付属品、高級ダウンウェア向け付属品の売上高が増加しました。

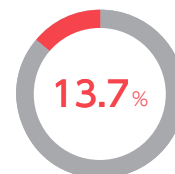
輸送関連では、半導体不足の影響により、日系自動車メーカー向け自動車内装部品の売上高が減少しました。

その結果、売上高は66億2千1百万円（前年同期比23.7%増）、セグメント利益は1億4百万円（前年同期比82.7%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)



売上高構成比



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、6億1千万円であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特に記載する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界がウィズコロナの新たな段階への移行が進められている一方で、ウクライナ情勢の悪化や長引く円安、原油高により、当社グループの国内外の事業活動やサプライチェーンや、各国での物価高騰による需要の停滞など経済活動に関するリスクが重なり、依然として先行き不透明な状況です。

当社が属する市場においても上記による影響が続いておりますが、当社グループの目指すべき方向は変わらず、下記を経営課題として位置づけ、取り組んでまいります。

「安心・安全・健康」、「価値創造」を成長のキーワードと捉え、既存事業の継続的成長とともに、付加価値のある革新的なパーツを世界に発信し続け、当社グループの存在価値を示してまいります。

M&Aも視野に入れた新規事業開拓を積極的に進めてまいります。外部環境による働き方の変化やライフプランが多様化する中、当社グループの価値観に共感し、戦略を遂行できる人材を確保・維持・育成することが重要となってまいります。個々の発想や能力を最大限に発揮できる職場環境を整え、人的資産価値の向上を図ってまいります。

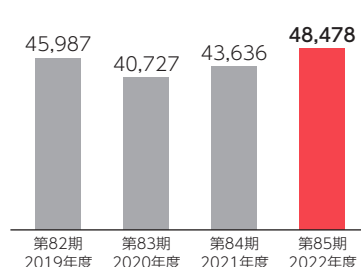
積極的な事業拡大を見据え、調達・投資・再配分の資金循環の効率化とリスク管理を徹底し、強固な財務体質を構築してまいります。IT基盤を再整備し、事業効率化を追求するとともに、経営に必要な情報をよりタイムリーに収集し、経営の迅速化を進めてまいります。同時に、社会貢献に関する取り組みが肝要であると考えます。当社グループは、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の考えに賛同し、サステナブルやエコにこだわったモノづくり、ダイバーシティの推進及びコンプライアンスの徹底などにより、世界中の人々が幸せに豊かに暮らす社会の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

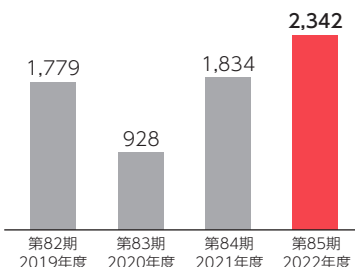
区 分	第82期 2019年11月期	第83期 2020年11月期	第84期 2021年11月期	第85期 (当連結会計年度) 2022年11月期
売上高 (百万円)	45,987	40,727	43,636	48,478
経常利益 (百万円)	1,779	928	1,834	2,342
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,402	470	1,407	1,674
1株当たり当期純利益 (円)	51.17	17.17	51.41	62.23
総資産 (百万円)	47,185	43,699	45,938	50,271
純資産 (百万円)	32,725	32,015	33,914	36,684
1株当たり純資産 (円)	1,193.13	1,167.21	1,240.70	1,371.63

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第85期の期首から適用しており、第85期に係る財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

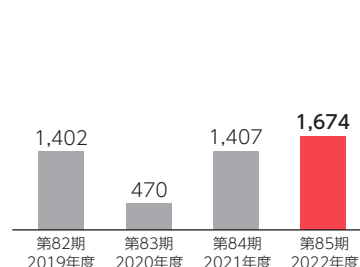
売上高 (百万円)



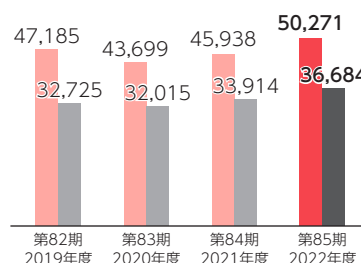
経常利益 (百万円)



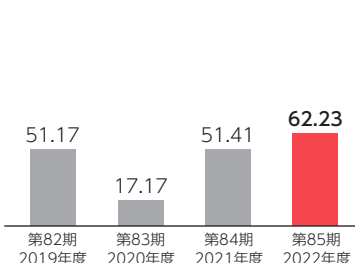
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



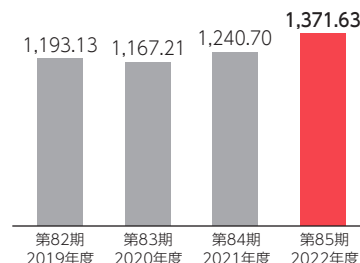
総資産/純資産 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



1株当たり純資産 (円)



(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
モリトジャパン株式会社	310百万円	100.0%	生活産業資材・製品の企画開発・製造・販売
モリトアパレル株式会社	110百万円	100.0%	アパレル関連資材・製品の企画開発・製造・販売
モリトオートパーツ株式会社	110百万円	100.0%	自動車内装部品の企画開発・製造・販売
エース工機株式会社	100百万円	100.0%	厨房機器レンタル・販売・清掃
株式会社マテックス	20百万円	100.0%	アパレル副資材製造・デザイン・印字、HP・各種サイト企画制作、DTP印刷、グラフィックデザイン企画制作
株式会社 52DESIGN	30百万円	95.0%	バッグ・小物・衣服・家具及び雑貨の製造・販売
株式会社マニューバーライン	10百万円	100.0%	マリンレジャー・スノーボード・アパレル用品等の輸入販売及び卸売
株式会社キャンバス	10百万円	100.0%	アパレル用品等の輸入販売及び卸売
MORITO SCOVILL HONG KONG CO.,LTD.	77,700千HK\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材及び自動車内装部品の販売
摩理都工貿(深圳)有限公司	5,723千US\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材の製造・販売
台湾摩理都股份有限公司	10,000千NT\$	100.0%	生活産業資材の販売
摩理都(上海)国際貿易有限公司	2,350千US\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材及び自動車内装部品の販売
KANE-M DANANG CO.,LTD.	9,700千US\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材の製造及び販売・レンタル用工場 の運営
KANE-M (THAILAND) CO.,LTD.	30,000千THB	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材 及び自動車内装部品の販売
上海新世美得可国際貿易有限公司	200千US\$	100.0%	アパレル副資材製造・デザイン・ 印字の中国国内外への販売
GSG (SCOVILL) FASTENERS ASIA LTD.	10千HK\$	100.0%	アパレル関連資材の販売
SCOVILL FASTENERS INDIA PVT.LTD.	500千INR	100.0%	アパレル関連資材の販売
MORITO NORTH AMERICA,INC.	1,300US\$	100.0%	自動車内装部品の販売
MORITO (EUROPE) B.V.	205,109EUR	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材 及び自動車内装部品の販売
MORITO SCOVILL AMERICAS,LLC	19,142千US\$	100.0%	アパレル関連資材の製造・販売
SCOVILL FASTENERS UK LTD.	100GBP	100.0%	アパレル関連資材の販売
MORITO SCOVILL MEXICO S.A. de C.V.	566千US\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材 及び自動車内装部品の販売

- (注) 1. 当連結会計年度より、新たに設立したモリトアパレル(株)及びモリトオートパーツ(株)を連結の範囲に含めております。また、モリトジャパン(株)は、2022年6月1日付で、モリトアパレル(株)及びモリトオートパーツ(株)を承継会社とする吸収分割により、アパレル資材事業及び自動車内装部品事業をそれぞれ承継させております。
2. 台湾摩理都股份有限公司は、現在清算手続き中であります。
3. 摩理都(上海)国際貿易有限公司は、2022年7月6日付で佳耐美国際貿易(上海)有限公司より、MORITO NORTH AMERICA,INC.は、2022年11月1日付でKANE-M,INC.より商号変更しております。
4. KANE-M (THAILAND) CO.,LTD.は、2022年12月1日付でMORITO TRADING (THAILAND) CO.,LTD. に、KANE-M DANANG CO.,LTD. は、2022年12月22日付でMORITO DANANG CO.,LTD.に商号変更しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、身の回り品を中心とするアパレル関連資材・生活産業資材・製品及び自動車内装部品の製造・販売を主な事業内容としており、事業部門及び主要な取扱商品は次のとおりです。

部 門	主 要 取 扱 商 品
アパレル関連事業	金属・樹脂ホック、スナッパー、ジーンズ釦、ベルトバックル、テープファスナー、マジックテープ®、ハトメ、アイレット、タックス、美錠・飾り、繊維・樹脂雑品、テープ、ホック等自動打機
プロダクト関連事業	マジックテープ®、サポーター、ハンドストラップ、パソコンアクセサリー、カメラ・ビデオ関連部品、パルプモールド、健康医療用品、厨房機器、金属・樹脂雑品、中敷、靴クリーム、ブラシ、シューズキーパー、靴関連小売用商品、カウンター、ヒール、本底、中底、接着剤、靴紐、ゴム織物、サーフボード、スケートボード、スノーボード、鞆、小物
輸送関連事業	自動車・鉄道・航空機の内装部品

(8) 主要な営業所及び拠点等

本 社 大阪市中央区南本町四丁目2番4号

事 務 所 東京（東京都）

重要な子会社 モリトジャパン株式会社（大阪府）、モリトアパレル株式会社（東京都）、モリトオートパーツ株式会社（東京都）、エース工機株式会社（東京都）、株式会社マテックス（兵庫県）、株式会社52DESIGN（東京都）、株式会社マニューバーライン（大阪府）、株式会社キャンバス（東京都）、MORITO SCOVILL HONG KONG CO.,LTD.（中国[香港]）、摩理都工貿（深圳）有限公司（中国[深圳]）、台湾摩理都股份有限公司（台湾）、摩理都（上海）国際貿易有限公司（中国[上海]）、KANE-M DANANG CO.,LTD.（ベトナム）、KANE-M（THAILAND）CO.,LTD.（タイ）、上海新世美得可国際貿易有限公司（中国[上海]）、GSG（SCOVILL）FASTENERS ASIA LTD.（中国[香港]）、SCOVILL FASTENERS INDIA PVT.LTD.（インド）、MORITO NORTH AMERICA,INC.（アメリカ）、MORITO（EUROPE）B.V.（オランダ）、MORITO SCOVILL AMERICAS,LLC（アメリカ）、SCOVILL FASTENERS UK LTD.（イギリス）、MORITO SCOVILL MEXICO S.A. de C.V.（メキシコ）

- (注) 1. 当連結会計年度より、新たに設立したモリトアパレル(株)及びモリトオートパーツ(株)を連結の範囲に含めております。また、モリトジャパン(株)は、2022年6月1日付で、モリトアパレル(株)及びモリトオートパーツ(株)を承継会社とする吸収分割により、アパレル資材事業及び自動車内装部品事業をそれぞれ承継させております。
2. 台湾摩理都股份有限公司は、現在清算手続き中であります。
3. 摩理都（上海）国際貿易有限公司は、2022年7月6日付で佳耐美国際貿易（上海）有限公司より、MORITO NORTH AMERICA,INC.は、2022年11月1日付でKANE-M,INC.より商号変更しております。
4. KANE-M（THAILAND）CO.,LTD.は、2022年12月1日付でMORITO TRADING（THAILAND）CO.,LTD.に、KANE-M DANANG CO.,LTD.は、2022年12月22日付でMORITO DANANG CO.,LTD.に商号変更しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,273名	(減) 55名

(注) 嘱託社員、臨時社員の当連結会計年度中平均雇用人員は329名で、これは上記従業員数には含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	(増) 3名	42.8歳	10.7年

(注) 嘱託社員、臨時社員の当期中平均雇用人員は4名で、これは上記従業員数には含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,703百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 30,000,000株 (自己株式2,768,160株を含む。)
 (3) 株 主 数 11,623名
 (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ク ラ レ	2,324,300	8.54
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,121,900	7.79
モ リ ト 共 栄 会	1,879,200	6.90
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,700,000	6.24
カ ネ エ ム 工 業 株 式 会 社	1,676,000	6.15
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,064,900	3.91
モ リ ト 社 員 持 株 会	627,150	2.30
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	448,000	1.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	373,300	1.37
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	352,700	1.30

- (注) 1. 当社は自己株式2,768,160株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式2,768,160株を控除して計算しております。
 3. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」という。) が、当社株式373,300株を保有しております。信託E口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。
 4. 当社は「役員報酬B I P信託」を導入しており、日本スタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口) が、当社株式154,040株を保有しております。役員報酬B I P信託口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。
 5. モリト共栄会は、当社グループの取引先会社を会員とし、当社グループと会員の緊密化を図ることを目的とした持株会であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2016年2月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使価額 1個につき85,300円
- ② 新株予約権の行使の条件 対象者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は社員の地位であることを要す。ただし、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権の行使期間 自 2019年4月16日
至 2024年4月15日
- ④ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く。)	250個	普通株式 25,000株	3名

(注) 取締役が保有している新株予約権のうち、70個は使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当又は重要な兼職の状況
一坪隆紀	代表取締役社長
矢野文基	取締役常務執行役員 事業戦略本部長 MORITO SCOVILL AMERICAS, LLC CEO
阿久井聖美	取締役上席執行役員 管理本部長兼経営管理本部長
石原真弓	取締役 弁護士 森下仁丹株式会社社外取締役監査等委員 オーエス株式会社社外取締役監査等委員 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社社外取締役監査等委員
松澤元雄	取締役 株式会社CureApp社外監査役
市川清	常勤監査役 モリトジャパン株式会社監査役 モリトアパレル株式会社監査役 モリトオートパーツ株式会社監査役
松本光右	監査役 弁護士 野崎印刷紙業株式会社社外監査役
石橋基志	監査役 税理士

- (注) 1. 取締役のうち石原真弓氏及び松澤元雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち松本光右氏及び石橋基志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は東京証券取引所に対し、石原真弓氏、松澤元雄氏、松本光右氏及び石橋基志氏を独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役市川清氏及び監査役松本光右氏は、以下のとおり法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役市川清氏は、長年にわたり当社の内部監査室や法務部に在籍し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役松本光右氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 監査役石橋基志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2019年2月27日開催の第81回定時株主総会において、補欠監査役として飯田和宏氏が選任されております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・被保険者は当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役、執行役員及び社外派遣役員としております。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等につきましては、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 基本方針

株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の限度額が決定されます。

取締役の報酬等の額は、1982年2月17日開催の第44回定時株主総会において、月額15百万円以内（ただし、使用人分給与相当額は含まないものとする。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は12名です。また、2015年2月26日開催の第77回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬として、連続する5事業年度を対象として当社から信託への拠出金額を対象期間ごとに合計170百万円、取締役が付与を受けることができる1年当たりのポイント数40,000ポイントを上限として決議されております。（1ポイントは当社株式1株とする。）当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名（社外取締役を除く。）です。

監査役の報酬等の額は、1994年2月25日開催の第56回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名です。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決定しており、当社の取締役の報酬は、企業価値向上に対する意識を高め、長期的な視点を持った取り組みを促進するため、また、目標達成への動機づけを行うため、報酬と業績の関係を明確化し、グローバル標準を意識した報酬構成としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役につきましては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社では、上記取締役報酬の基本方針に則り、毎年度の各取締役への個別支給額の算定式・算定方法等を含む報酬制度について、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内において、社外取締役が委員長を務め社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決議しております。

なお、上記のとおり、任意の指名・報酬委員会での審議及び取締役会決議に則った算定プロセスを経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその報酬内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、適切な役位間格差を保持し、役員・職責に応じ、外部水準・従業員の水準等を考慮した上で決定するものとしております。

また、監査役の基本報酬は、監査役の協議により決定するものとしております。

- ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等としての金銭報酬につきましては、社内外に対する透明性を担保するため、EBITDAの一定比率を賞与原資として設定の上、単年度の損益を基準として、各取締役の役割・担当業務の中長期的な取り組み状況等を総合的に勘案して決定された額を賞与として、各取締役に対し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。なお、売上・利益規模が拡大した際には、組織体制や役員数、外部水準を参考に算定ロジックを再設定することとしております。

非金銭報酬等は業績連動型株式報酬とし、当該業績連動型株式報酬は信託を活用したインセンティブプランであり、各取締役に対し、役位及び業績達成度に応じて、退任時に、当社株式等の交付等を行うものとしております。なお、業績連動型株式報酬に係る指標は、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度とするため、連結売上高及び連結営業利益といたしました。

2022年度における業績連動報酬等の金銭報酬に係る指標であるEBITDAは3,588百万円です。そのうち一定比率を賞与原資として設定しております。2022年度における業績連動型株式報酬に係る指標は、グループ連結売上高の前年比111%（当連結会計年度実績48,478百万円、前連結会計年度実績43,636百万円）、グループ連結営業利益の予算達成率118%（当連結会計年度実績2,116百万円、当連結会計年度目標1,800百万円）です。

- ④ 取締役の個人別の基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬の割合の決定に関する方針

報酬割合につきましては、業績連動報酬の割合が従業員の最上位（執行役員・部長）の水準を勘案し設計するものとし、その業績連動報酬の割合は、当社の業績が拡大するにつれて、高くなる設計としております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分としております。代表取締役社長は、取締役報酬制度に基づき人事担当者が作成した原案を基に、社外取締役が委員長を務め社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会での審議を経て、個人別の報酬額を決定するものとしております。なお、業績連動型株式報酬は、規程に基づき、決定いたします。

2022年度業績に係る個人別報酬等の決議のうち、当事業年度末日後に具体的な報酬額が確定することとなる業績連動報酬等の決定に関しては、当事業年度末日時点では代表取締役社長であった一坪隆紀氏に引き続き一任することとしております。

- ・委任を受けた者の氏名
代表取締役社長 一坪 隆紀
- ・委任された権限の内容
取締役の個人別報酬等の決定
- ・権限を委任した理由
取締役の個人別報酬等の決定にあたっては、任意の指名・報酬委員会にて基本方針に沿い、報酬総額と個人別報酬等について審議の上、取締役会へ答申を行うこととしており、委任を受けたものはその答申を尊重し決定することとしているため。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	148,295	62,085	72,000	14,210	3
社外取締役	10,800	10,800	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	14,400	14,400	—	—	1
社外監査役	9,600	9,600	—	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与引当金を含む。）4百万円は含んでおりません。
2. 2015年2月26日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、取締役に対する業績連動型株式報酬の引当として、費用計上した14百万円を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職状況

氏名	地位	重要な兼職の状況
石原 真弓	取締役	森下仁丹株式会社 社外取締役監査等委員 オーエス株式会社 社外取締役監査等委員 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社 社外取締役監査等委員
松澤 元雄	取締役	株式会社CureApp 社外監査役
松本 光右	監査役	野崎印刷紙業株式会社 社外監査役

(注) 全ての兼職先と当社との間に特別な利害関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
石原 真弓	取締役	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、弁護士の経験を活かし、専門的な見地から適宜質問をし、助言・提言を行っております。
松澤 元雄	取締役	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、経営管理及び業務監査の経験を活かし、専門的な見地から適宜質問をし、助言・提言を行っております。
松本 光右	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、15回中15回出席し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた見識から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
石橋 基志	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、15回中15回出席し、税理士としての豊富な経験を通じて培われた見識から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 48百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、執行機関の見解も考慮の上検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、執行機関の見解も考慮の上、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、業務の適正を確保するための体制について次のとおり整備しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業は、利益追求の経済的主体であると同時に広く社会にとって有用な存在でなければなりません。そのため当社の取締役は関係法令及びその精神を遵守するとともに社会的良識を持って行動する必要があることを認識し、社会の一員として求められる倫理観に基づき誠実に行動いたします。倫理法令遵守精神を取り入れた企業行動指針を作成し取締役自ら率先垂範の上、社内へ徹底するとともにグループ企業や取引先に周知させております。

この倫理法令遵守精神の向上を図るために、代表取締役社長を総括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・整備を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、稟議書及びその関連資料、会計帳簿及び経理書類はそれぞれの保存年限に従って保存し必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

その他、経営トップの会議体や各種委員会の議事録及び契約文書、重要な業務執行文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存管理は各種規程に定め実行しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門及び子会社に内在する個々のリスクの分析や評価は各該当部門が責任を持って行い、そのリスクに対する対応についても各該当部門が担当し実施しております。

リスク管理方針に基づく個々のリスク管理の統合とリスク管理体制の維持・管理・整備はコンプライアンス委員会が行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念を基軸に中期経営計画、年度経営計画を策定し、その経営目標は業務執行ラインにおいて各組織、各個人の業務目標に落とし込み、その進捗状況は方針管理レビューにおいて定期的に検査し適宜必要な対策をとっております。

また、取締役会のほか当社の経営戦略に関わる重要事項につきましては毎月の経営会議で議論し、その業務執行はグループ管理規程、業務分掌規程及び稟議規程においてそれぞれの責任者及び執行手続きの詳細を定めております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の服務規律及び誠実義務につきましては就業規則において規定し、その他の倫理法令遵守につきましては、企業行動指針を基本として、個人情報保護に関する規程や行動規範等の諸規程で徹底しております。

さらに、倫理法令遵守体制の維持・整備のためコンプライアンス委員会による教育・啓発を行っております。また法令遵守上疑義のある行為等について使用人が直接通報を行えるよう内部通報制度規程を制定・施行しております。

⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の管理統轄は、グループ管理規程及びグループ管理規程運用細則により、グループ会社の自主性を尊重しつつグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保しております。グループ企業間の取引は、法令、会計原則、税法その他会社規範に照らし適切に実行するようにしております。

グループ会社の緊密な連携につきましては、コンプライアンス委員会が事業戦略本部、社長室、経営管理部と協同して、企業集団としての効率経営と業務の適正確保を維持・管理しております。

2022年11月末日現在において、当社には親会社はございません。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

現在は、必要に応じて内部監査部門が適宜対応しておりますが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるよう対応いたします。監査役を補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合は、法令及び監査役監査基準に基づき監査役に報告するようにしております。

監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議その他の重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、また独自のスケジュールで取締役、部門責任者と直接面接を行えるようにしております。

さらに社内のある一定の文書を回付することを義務付けるようにし、監査役の監査が実効的に行われるようにしております。

- ⑨ 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度等を通じて報告を行った当社グループの役職員（報告者）の氏名等について秘匿するものとし、報告者の匿名性を確保しております。また、内部通報制度規程により、匿名を希望しない報告者についても、当該報告をしたことによる不利益な取扱いをしてはならないとしており、報告者が不利益な取扱いを受けない体制を整備しております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用が発生した場合、又はその費用の前払の請求を行う場合、速やかに当該費用等の処理をいたします。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスの基本方針である「行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対決することを掲げ、関係遮断に取り組んでおります。

また、警察等との連携を密にするとともに、企業防衛対策協議会等を通じて地域企業と適切な情報交換を行っており、反社会的勢力からの違法・不当行為等が発生した場合には、総務部が窓口となり、所轄の警察や弁護士等との連携により、法的に対処して問題の解決に努めてまいります。

各種取引の取引開始時には、担当部門で反社会的勢力に関するデータの検索及び記録を行います。また、定期的に反社会的勢力の介入が疑われる不良情報の有無を確認してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制について、当事業年度において適切な運用を行っております。運用状況の概況は以下のとおりです。

① 取締役の業務執行の体制

当社では、業績及び事業環境等を勘案し、2026年11月期を最終年度とする中期経営計画を策定しております。また、取締役会・経営会議をそれぞれ月1回以上開催することで経営戦略上の重要事項について議論しております。

② リスク管理体制

当社では、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会が中心となり、リスクの抽出・評価・対応策を検討しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は取締役会等の主要な会議に出席し、業務執行が適正になされているかを確認しております。また、内部監査室及び会計監査人と適宜情報交換を行っております。

当社は、業務の適正を確保するための体制につきましても、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めております。

また、当社は内部監査室及び法務部が中心となって2022年11月期における業務の適正を確保するための体制の運用状況について調査しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2022年11月30日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	30,481,201	流動負債	9,309,505
現金及び預金	10,399,699	支払手形及び買掛金	4,684,932
受取手形	1,132,789	電子記録債務	940,625
売掛金	8,122,904	短期借入金	50,000
電子記録債権	2,847,664	1年内返済予定の長期借入金	280,008
商品及び製品	5,159,313	未払法人税等	577,794
仕掛品	509,281	賞与引当金	393,205
原材料及び貯蔵品	1,285,121	役員賞与引当金	145,842
その他	1,076,907	その他	2,237,096
貸倒引当金	△52,481	固定負債	4,278,056
固定資産	19,790,721	長期借入金	1,423,294
有形固定資産	10,166,930	繰延税金負債	1,268,648
建物及び構築物	3,970,255	再評価に係る繰延税金負債	272,019
機械装置及び運搬具	782,039	株式給付引当金	37,448
工具器具備品	345,778	役員退職慰労引当金	45,558
土地	4,547,309	役員株式給付引当金	88,468
リース資産	40,609	環境対策引当金	25,968
使用権資産	323,460	退職給付に係る負債	862,554
建設仮勘定	157,477	その他	254,097
無形固定資産	3,866,611	負債合計	13,587,562
のれん	2,712,342	純資産の部	
リース資産	3,871	株主資本	31,860,146
その他	1,150,396	資本金	3,532,492
投資その他の資産	5,757,179	資本剰余金	2,962,803
投資有価証券	4,465,618	利益剰余金	27,539,047
長期貸付金	42,000	自己株式	△2,174,195
繰延税金資産	535,338	その他の包括利益累計額	4,768,615
退職給付に係る資産	286,915	その他有価証券評価差額金	1,274,715
その他	573,067	繰延ヘッジ損益	△15,199
貸倒引当金	△145,760	土地再評価差額金	442,187
		為替換算調整勘定	3,023,530
		退職給付に係る調整累計額	43,380
		新株予約権	55,597
		非支配株主持分	—
		純資産合計	36,684,360
資産合計	50,271,922	負債純資産合計	50,271,922

連結損益計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		48,478,405
売上原価		35,990,975
売上総利益		12,487,429
販売費及び一般管理費		10,370,480
営業利益		2,116,949
営業外収益		
受取利息	9,690	
受取配当金	85,142	
賃貸収入	79,320	
為替差益	11,531	
雇用調整助成金	4,205	
持分法による投資利益	73,334	
その他	50,693	313,917
営業外費用		
支払利息	13,172	
貸与資産減価償却費	17,797	
その他	57,306	88,275
経常利益		2,342,590
特別利益		
固定資産売却益	123,184	
投資有価証券売却益	164,385	
新株予約権戻入益	682	
ゴルフ会員権売却益	466	
受取保険金	96,654	385,373
特別損失		
固定資産売却損	585	
固定資産除却損	15,236	
クレーム解決金	48,648	
事業撤退損	46,658	111,128
税金等調整前当期純利益		2,616,836
法人税、住民税及び事業税	1,008,111	
法人税等調整額	△65,355	942,755
当期純利益		1,674,080
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,674,080

連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,532,492	3,507,603	26,726,521	△2,289,615	31,477,001
会計方針の変更による累積的影響額			△27,800		△27,800
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,532,492	3,507,603	26,698,720	△2,289,615	31,449,200
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△842,681		△842,681
親会社株主に帰属する当期純利益			1,674,080		1,674,080
自己株式の取得				△449,455	△449,455
自己株式の処分				20,074	20,074
自己株式の消却		△544,800		544,800	－
土地再評価差額金の取崩			8,927		8,927
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△544,800	840,326	115,419	410,946
当期末残高	3,532,492	2,962,803	27,539,047	△2,174,195	31,860,146

	その他の包括利益累計額							新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計				
当期首残高	1,321,667	4,612	451,115	641,116	△36,922	2,381,589	56,280	－	33,914,870	
会計方針の変更による累積的影響額									△27,800	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,321,667	4,612	451,115	641,116	△36,922	2,381,589	56,280	－	33,887,069	
連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当									△842,681	
親会社株主に帰属する当期純利益									1,674,080	
自己株式の取得									△449,455	
自己株式の処分									20,074	
自己株式の消却									－	
土地再評価差額金の取崩									8,927	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△46,951	△19,811	△8,927	2,382,413	80,303	2,387,026	△682	－	2,386,343	
連結会計年度中の変動額合計	△46,951	△19,811	△8,927	2,382,413	80,303	2,387,026	△682	－	2,797,290	
当期末残高	1,274,715	△15,199	442,187	3,023,530	43,380	4,768,615	55,597	－	36,684,360	

貸借対照表

2022年11月30日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	10,575,504	流動負債	1,548,675
現金及び預金	6,658,490	短期借入金	50,000
前払費用	44,522	1年内返済予定の長期借入金	280,008
未収収益	2,167	未払金	92,631
短期貸付金	3,403,925	未払費用	129,682
未収入金	421,642	未払法人税等	128,047
未収還付法人税等	19,040	預り金	57,085
その他	25,726	関係会社預り金	707,045
貸倒引当金	△10	賞与引当金	29,622
固定資産	24,672,854	役員賞与引当金	72,000
有形固定資産	5,501,109	その他	2,552
建物	2,127,699	固定負債	2,659,528
構築物	137,674	長期借入金	1,423,294
機械及び装置	1,016	預り保証金	1,244
工具器具備品	75,027	繰延税金負債	674,652
土地	3,159,690	再評価に係る繰延税金負債	272,019
無形固定資産	196,867	退職給付引当金	160,930
借地権	3,999	株式給付引当金	8,455
ソフトウェア	188,153	役員株式給付引当金	78,553
その他	4,713	その他	40,378
投資その他の資産	18,974,877	負債合計	4,208,204
投資有価証券	3,500,172	純資産の部	
関係会社株式	8,863,410	株主資本	29,297,301
その他の関係会社有価証券	4,991,519	資本金	3,532,492
関係会社出資金	1,091,101	資本剰余金	2,962,803
長期貸付金	531,288	その他資本剰余金	2,962,803
長期前払費用	4,850	利益剰余金	24,976,202
前払年金費用	41,401	利益準備金	419,566
敷金	1,739	その他利益剰余金	24,556,636
会員権	19,700	固定資産圧縮積立金	1,112,099
その他	121,516	別途積立金	23,335,000
貸倒引当金	△191,822	繰越利益剰余金	109,537
		自己株式	△2,174,195
		評価・換算差額等	1,687,255
		その他有価証券評価差額金	1,244,874
		繰延ヘッジ損益	192
		土地再評価差額金	442,187
		新株予約権	55,597
資産合計	35,248,358	純資産合計	31,040,154
		負債純資産合計	35,248,358

損益計算書(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
営業収益		2,257,797
営業費用		1,507,761
営業利益		750,035
営業外収益		
受取利息	9,103	
受取配当金	105,191	
賃貸収入	64,800	
為替差益	4,045	
その他	1,198	
		184,338
営業外費用		
支払利息	2,786	
賃貸資産減価償却費	3,114	
賃貸資産賃借料	34,975	
その他	5,203	
		46,079
経常利益		888,295
特別利益		
固定資産売却益	122,192	
投資有価証券売却益	164,385	
新株予約権戻入益	682	
ゴルフ会員権売却益	466	
		287,726
特別損失		
固定資産除却損	11,997	
関係会社株式評価損	886,327	
		898,325
税引前当期純利益		277,696
法人税、住民税及び事業税	268,000	
法人税等調整額	△24,943	
当期純利益		34,639

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,532,492	3,319,065	188,537	3,507,603
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩		△3,319,065	3,319,065	—
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却			△544,800	△544,800
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	△3,319,065	2,774,265	△544,800
当期末残高	3,532,492	—	2,962,803	2,962,803

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	419,566	1,142,119	22,235,000	1,978,630	25,775,316	△2,289,615	30,525,795
事業年度中の変動額							
資本準備金の取崩							—
固定資産圧縮積立金の取崩		△30,020		30,020	—		—
別途積立金の積立			1,100,000	△1,100,000	—		—
剰余金の配当				△842,681	△842,681		△842,681
当期純利益				34,639	34,639		34,639
自己株式の取得						△449,455	△449,455
自己株式の処分						20,074	20,074
自己株式の消却						544,800	—
土地再評価差額金の取崩				8,927	8,927		8,927
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	△30,020	1,100,000	△1,869,092	△799,113	115,419	△1,228,493
当期末残高	419,566	1,112,099	23,335,000	109,537	24,976,202	△2,174,195	29,297,301

	評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
当期首残高	1,307,844	403	451,115	1,759,363		56,280	32,341,439
事業年度中の変動額							
資本準備金の取崩							—
固定資産圧縮積立金の取崩							—
別途積立金の積立							—
剰余金の配当							△842,681
当期純利益							34,639
自己株式の取得							△449,455
自己株式の処分							20,074
自己株式の消却							—
土地再評価差額金の取崩							8,927
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△62,969	△211	△8,927	△72,108		△682	△72,790
事業年度中の変動額合計	△62,969	△211	△8,927	△72,108		△682	△1,301,284
当期末残高	1,244,874	192	442,187	1,687,255		55,597	31,040,154

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月23日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田 稔 郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 合 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリト株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月23日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 合 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリト株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役松本光右及び監査役石橋基志は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

2023年1月23日

モリト株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	市 川 清
監 査 役	松 本 光 右
監 査 役	石 橋 基 志

以 上

会社概要

商号	モリト株式会社
(英文表記)	MORITO CO.,LTD.
創業	1908 (明治41) 年6月1日
設立	1935 (昭和10) 年12月17日
資本金	3,532,492,000円
従業員数	(連結) 1,273名 (単体) 58名
事業内容	グループ会社の経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務

株主メモ

上場取引所	東京証券取引所 プライム市場	同取扱場所 (お問い合わせ先)	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
証券コード	9837	■株式に関するお手持用紙のご請求について	
事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで	・証券会社に口座をお持ちの場合 お取引の証券会社までお問い合わせください。	
定時株主総会	毎年2月	・特別口座に記録された株式の場合 (証券会社に口座のない場合) 株式に関するお手持用紙 (届出住所等の変更届、配当金振込指定書、単元未満株式買取・買増請求書等) のご請求につきましては、以下のお電話及びインターネット等により24時間受け付けておりますので、ご利用ください。	
配当基準日	期末配当金 11月30日 中間配当金 5月31日	・電話 (通話料無料) 0120-094-777 (大阪証券代行部)	
単元株式数	100株	・インターネットホームページ https://www.tr.mufig.jp/daikou/	
単元未満株式の買取・買増請求	単元未満株式 (100株未満の株式) は株式市場では売買することができません。当社では単元未満株式の買取制度及び買増制度を設けておりません。買取・買増請求は、お取引の証券会社または特別口座の口座管理機関において受け付けております。(手数料は無料です。)		
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社	公告方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

■コーポレートブランドをリニューアルいたしました

当社は、2022年6月1日、連結子会社であるモリトジャパン株式会社の会社分割を機に、より強固な体制で事業活動に取り組めるようタグラインを新設し、コーポレートロゴをリニューアルいたしました。歴代のモリト社員が積み重ねてきたこと、今のモリト社員の日常そして、目指す未来の姿を表現いたしました。

・新タグライン

私たちにとって「あたりまえ」とは、「使用時に違和感がなく、ストレスを与えないこと」「日常生活の中でいつも身近に存在しているものであること」です。一見、あたりまえのように思われているパーツではありますが、常に使いやすさを追求し、その目的にあった商品の開発・提案を続けています。また、「あたりまえに『新しさ』をプラスする」という企業としての姿勢も表しています。

あたりまえに、新しさ。

・新ブランドロゴ

予想もしない新しさに触れた時の“動悸”を M に表現しています。バイプレイヤーを意識し、書体の下をカットして少し隠れたようなイメージにするとともに、太陽が昇るような力強さを表しています。

MORITO

タグライン「あたりまえに、新しさ。」を心に刻み、これからもモリトグループの一員であることに自信と誇りを持ち、変化を恐れず、新たな挑戦をし続けます。

多様な業界に向けて、私たちのパーツで暮らしを快適にするための提案を続け、グローバルニッチトップを目指してまいります。

コーポレートブランド刷新の記念として、2022年11月30日時点の当社株主名簿に記載または記録された100株(1単元)以上を保有されている株主様を対象に500円分の当社ロゴ入りQUOカードを進呈させていただきます。当招集ご通知発送の封筒に同封させていただいておりますので、お納めください。

■皆さまの議決権行使が、環境保全活動につながります

「インターネット等による議決権行使」により削減される費用の一部を寄付

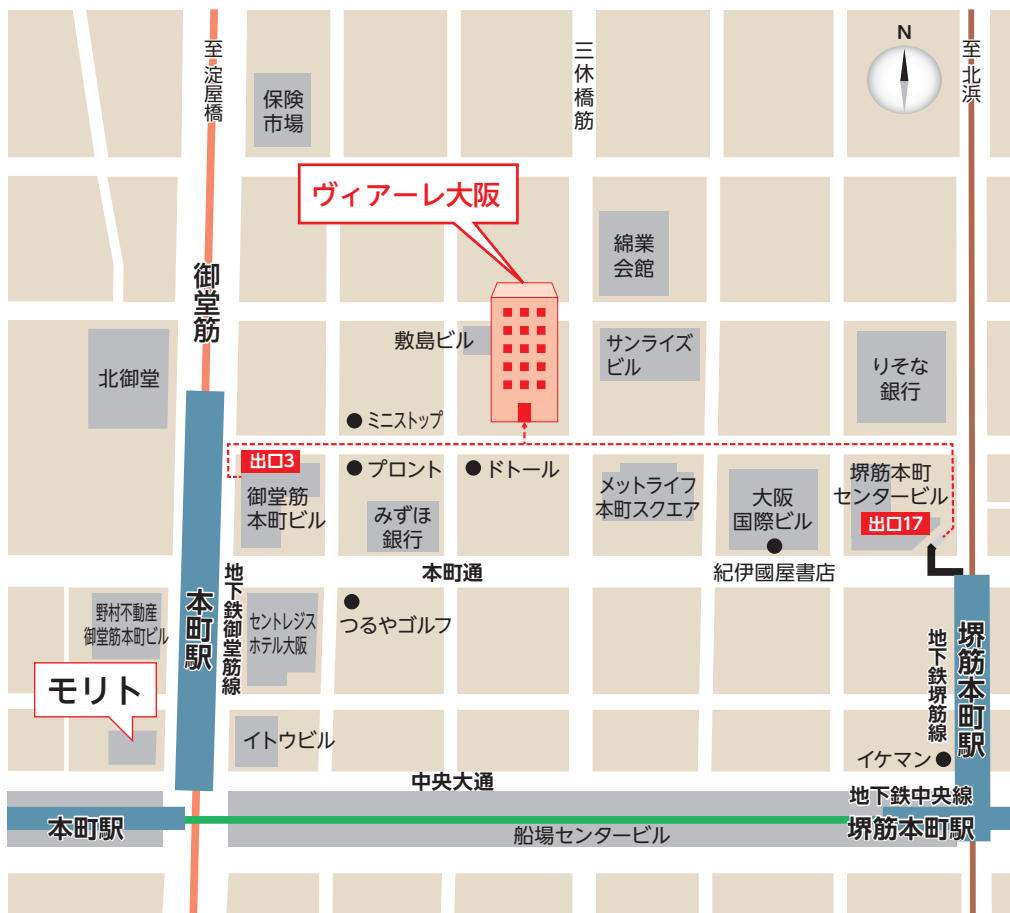
第85回定時株主総会では、株主の皆さまにインターネット等による議決権行使をご利用いただいた場合、削減された郵送費の一部を一般社団法人ALLIANCE FOR THE BLUEに寄付させていただきます。社会貢献にもつながるインターネット等による議決権行使を是非ご利用ください。

一般社団法人ALLIANCE FOR THE BLUE : <https://www.alliancefortheblue.org/>

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪2階 (安土の間)
電話 06-4705-2411

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



交通



地下鉄御堂筋線

「本町駅」

出口3 より東へ徒歩3分

※ビル建替えのため、本町駅●出口閉鎖中

地下鉄堺筋線

「堺筋本町駅」

出口17 より西へ徒歩5分

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。